

# 小規模事業者 経営改善資金 融資制度



利子補給制度  
あります!!

# マル経 融資

\*商工会議所の推せんにより融資\*

新型コロナウイルス対策マル経  
融資は裏面をご覧ください

無担保

無保証人

低金利

**特色** 信用保証協会の保証も不要!!

**返済** 設備資金10年以内、  
運転資金7年以内

**貸付限度額** 設備資金・運転資金とも

但し1,500万円を超える貸付を希望される場合、事業計画書の提出などの追加条件が加わります。  
詳しくは会議所までお問合せ下さい。

**+** **プラス1**

豊川市から利子補給が受けられます!!

- 対象期間はマル経融資を受けた日から起算した12ヶ月(12ヶ月未満の融資は対象外)
- 補助額は対象期間に支払った利子の50% (但し延滞利子は除く。100円未満切捨て)
- 豊川市産業環境部商工観光課にて所定の申請手続きを行っていただきます。

**年 利 率**

令和6年2月1日現在

# 2,000万円 1.20%

## ・ご融資の条件・

- ①最近1年以上豊川商工会議所地区内で事業を営んでいること。
- ②常時使用する従業員の数(事業主、家族従業員、役員を除く)が20人以下(但し商業、サービス業は5人以下)であること。
- ③支払う義務のある税金は完納していること。
- ④商工業者であり日本政策金融公庫の融資対象業種であること。
- ⑤豊川商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。

## ・ご相談時の主な提出書類・

- 前年、前々年の青(白)色決算書及び確定申告書(控)
- 税金の領収書または納税証明書
- 法人の場合 ●決算後6カ月以上の場合には最近の試算表
- 会社の登記簿謄本
- 設備資金をお申込みの場合 ●見積書、カタログなど
- 【その他の提出書類は豊川商工会議所でご確認下さい。】

いつでもお申込み受付中!

 **豊川商工会議所**  
経営支援グループ(中小企業相談所)

〒442-8540 愛知県豊川市豊川町辺通4-4  
TEL 0533-86-4101 FAX 0533-84-1808  
<http://www.toyokawa-cci.org> E-mail [info@toyokawa-cci.org](mailto:info@toyokawa-cci.org)

- 推薦機関/豊川商工会議所
- 貸出機関/日本政策金融公庫
- 日本政策金融公庫の普通貸付、特別貸付融資もご利用下さい。
- 金利などの条件が変わることがありますので、ご遠慮なくおたずね下さい。

# 新型コロナウイルス対策マル経融資

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.5%引下げでご利用頂ける融資制度です。加えて、据置期間が運転資金、設備資金とも 5 年以内に延長されています。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響により最近 1 か月等の売上高または過去 6 か月（最近 1 か月を含む）の平均売上高が前 5 年のいずれかの年の同期と比較して 5%以上減少しているなどの要件を満たす者

### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

### 【融資限度額】

別枠1,000万円

### 【利 率】

経営改善利率より当初3年間、▲0.5%引下げ

### 【返済期間】

運転資金 20年以内（据置期間5年以内）

設備資金 20年以内（据置期間5年以内）

（上記内容は 2 月 1 日現在のものです。詳しくは豊川商工会議所までお問合せ下さい。）